

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和3年6月16日

大和市長 大 木 哲

公売の日時	入札	令和3年7月12日から同月16日まで
	開札	令和3年7月20日 午前 9時
公売の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課 ※入札期間中の午前8時30分から午後5時まで。 ※郵送による入札も可（郵送の場合は、入札期間内に必着）。	
公売の方法	入札	
売却決定の日時	令和3年8月10日 午前10時 ※売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。	
売却決定の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課	
買受代金納付期限	令和3年8月10日 午後 3時	
追加入札の日時	入札	令和3年8月 2日から同月6日まで
	開札	令和3年8月10日 午前 9時
追加入札の公売の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課 ※入札期間中の午前8時30分から午後5時まで。 ※郵送による入札も可（郵送の場合は、入札期間内に必着）。	
追加入札の公売の方法	入札	
追加入札の売却決定の日時	令和3年8月31日 午前10時 ※売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。	
追加入札の売却決定の場所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課	
追加入札の買受代金納付期限	令和3年8月31日 午後 3時	
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定の例により、当該滞納者及び当市の税務職員は公売財産を直接、間接を問わず買い受けることはできません。	

<p>配当を受ける者の権利の申し出について</p>	<p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は大和市総務部収納課に用意してあります。</p>
<p>公 売 財 産 の 表 示</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>公 売 保 証 金</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>見 積 価 額</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>そ の 他 の 事 項</p>	<p>この公売公告に記載してある事項以外については、大和市総務部収納課に備え付けの「不動産公売広報」に記載されています。</p> <p>売却区分番号「1」、「2」、「5」及び「8」については、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>次順位による買受けの申込みについては、入札書の次順位買受申込み欄に○を記載することによって行います。</p> <p>公売保証金受入及び陳述書受付については、大和市役所総務部収納課において令和3年7月12日から同月16日までのうち午前8時30分から午後5時まで行います。</p>
<p>(注 意) 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。</p>	